

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷館林線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>熊谷市新島字戸井下二〇番三地先 から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先 まで</p>	<p>熊谷市筑波一丁目一二二番地先 から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先 まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一七・八〇〃八九・三五</p>	<p>一五・九四〃五二・四〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三八七〇・〇〇</p>	<p>二二五一五・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>平成二十四年十一月三十日付 け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第三十二号の道路予定 区域の一部変更である。新 A の 一部は熊谷市に引継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>